子ども・子育て支援新制度に向けた今後の作業イメージ

子ども・子育て支援給付事業

(保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育・ 事業所内保育等)

地域子ども・子育て支援事業

(延長保育、病後児保育、地域子育て支援拠点事業、学童保育、一時保育、乳幼児全戸訪問事業、 妊婦健診、利用者相談支援事業等)



教育・保育ニーズの把握・見込量の算出 (提供区域の設定・年度ごとの見込み)



子ども・子育て支援事業計画の策定

- ①提供区域の設定
- ②教育・保育施設(保育所・幼稚園等)の利用定員の設定
- ③地域型保育事業(小規模保育等)の利用定員の設定
- 4 確保の内容と実施時期
- ⑤事業計画素案、パブリックコメントの実施

事業実施に関する基準の策定

- ◎新制度事業実施に向け市でルール(条例)づくりが必要
- ①保育の必要性の認定に係る基準
 - ⇒教育・保育施設、地域型保育事業の利用者の保育の必要性を認定するため の基準
- ②地域型保育事業の認可基準
 - ⇒地域型保育事業の実施事業者を認可するための基準 (幼稚園、保育所の認可は県)
- ③教育・保育施設、地域型保育事業の運営基準(確認制度)
- ④教育・保育施設等に係る費用・利用者負担基準

今後のスケジュール

時期	国県市	計画策定に係るもの(子ども・子育て会議)
H26. 4	◎基準政省令公布(国)◎公定価格骨格提示(国)	
H26. 5∼6	◎事業者(保育所、幼稚園等の設置者)向け説明会◎既存事業者の新制度への意向確認◎確保方策の検討◎各種条例案の検討	◎事業計画骨子案の検討⇒子ども・子育て会議開催
H26. 7	◎既存事業者の移行先確定	
H26. 8	◎見込量、確保方策を県へ報告	◎確保方策、実施時期の検討 ⇒子ども・子育て会議
H26. 9	◎事業計画案の検討◎各種条例制定(基準、保育の認定、利用者負担の基準)◎新たな制度の利用者周知◎教育・保育施設、地域型保育の認可、確認申請実施	
H26. 10-11	◎パブリックコメント実施、最終調整◎施設利用申し込み開始(保育の認定、入所手続き)◎当初予算編成作業	
H27. 2	◎事業計画決定	◎事業計画の決定⇒子ども・子育て会議